

## 第 1 回

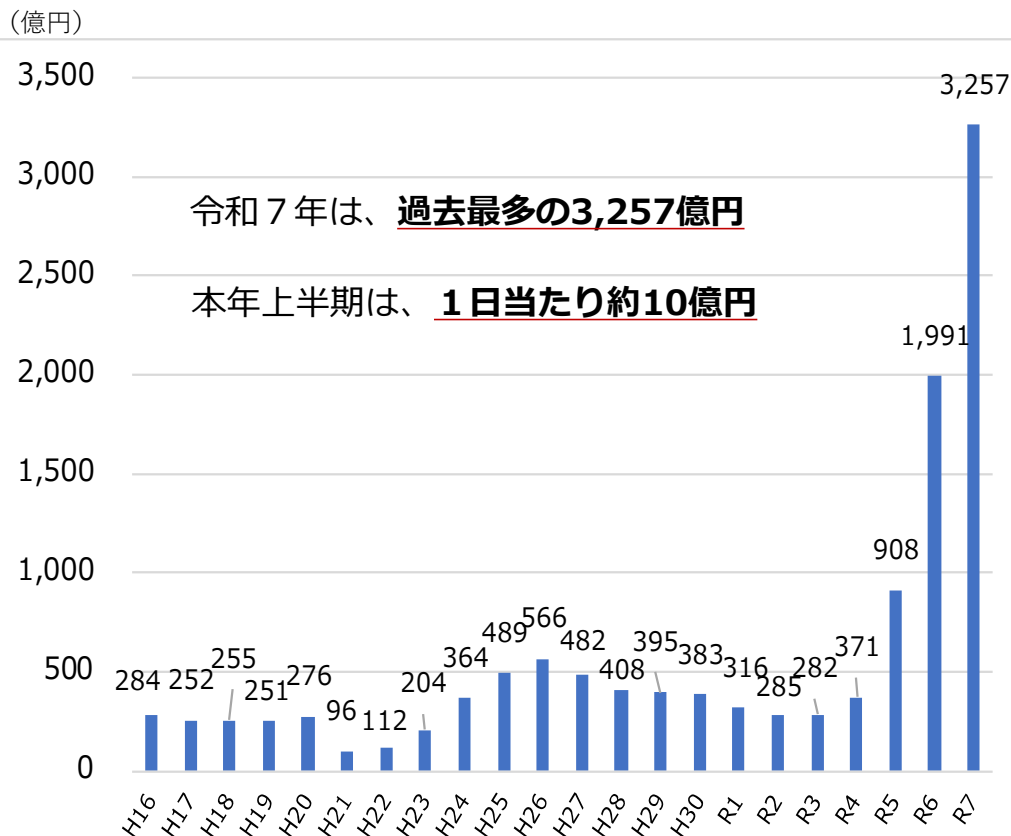
# 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策 のための技術的措置に関する有識者検討会

警 察 庁 説 明 資 料

# 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪等の被害

- ・国民が日々、詐欺電話や詐欺メールにさらされ、強盗への不安を抱えており、現在の状況は、正に異常事態

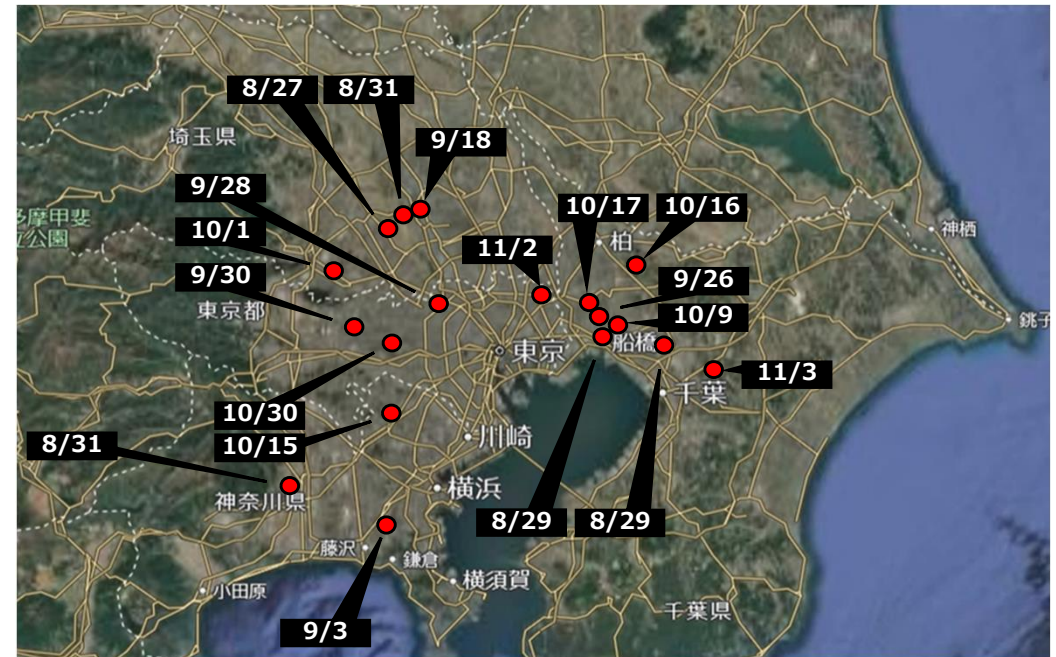
## 特殊詐欺の被害額



- 令和7年中の被害額は過去最多、本年上半期の被害額は1日当たり約10億円と、異常な事態
- 9回にわたり総額約12億円だまし取られるなど、継続した欺罔により、複数回詐欺取られる事例も多発

## 匿名・流動型犯罪グループによる強盗等

### 令和6年中に発生した一連の事件



- 令和6年8月以降、首都圏を中心に強盗等事件が連続発生
- 一部の実行犯を検挙しても、同種事件が断続的に発生

### 令和8年5月14日栃木県内で発生した強盗殺人事件

- 指示役により指示された実行役（高校生等）が被害者を殺害
- 指示役と上位指示役は秘匿性の高い通信アプリを使用

# 代表的な犯行ツールとしてのスマートフォン（1／2）

## 匿名・流動型犯罪グループの犯行の特徴

### 《 無尽蔵な人員確保 と 迅速な犯行 》

- インターネット上で実行行為者を募集し、速やかに犯行。
- 一部の犯人を検挙しても、**無尽蔵に人員を補充して犯行を継続**。

### 《 秘匿性の高い共謀 》

- <sup>エンド・ツー・エンド</sup>**E 2 E 暗号化**された通信アプリで共謀。
- 一部の犯人を検挙しても、スマホの画面ロック、データ消去等のため、犯行計画や共犯者の解明が困難。

今からタタキ行ける？

- ●●県●●市●●町###
- 30代夫婦、子供2人
- 何でもあり
- 軍手、目出し帽、バール用意あり
- 報酬は150～200

消えるまで2時間

行けます！

明日の○時予定  
一応ロープも用意しといて  
○時なら、人いるかもしれないし

消えるまで2時間15分

了解です！

【強盗事件における、被疑者間のやり取りのイメージ】

■■県警の捜査二課の△△です。  
先ほど電話でも言いましたが、●●さんには、逮捕状が出ています。  
このチャットに毎日4回何をしているのか報告してください。

これが逮捕状です。



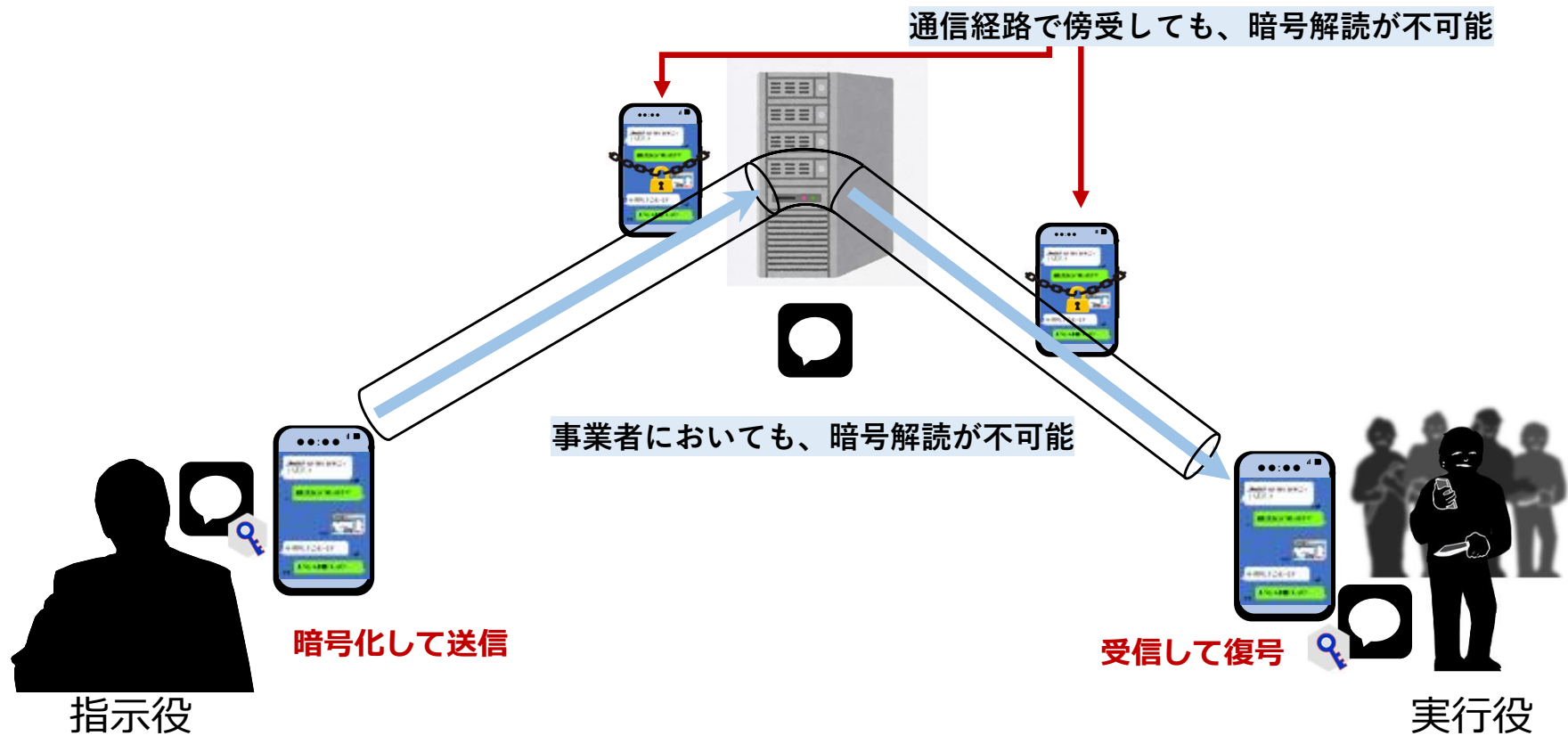
消えるまで2時間15分

【二セ警察詐欺事件における、被疑者からのメッセージのイメージ】

# 代表的な犯行ツールとしてのスマートフォン（2 / 2）

## 現行の刑事手続（通信傍受法等）の技術的境界

- 警察が現在活用可能な手法は、
  - ・ 通信事業者の協力を得て事業者が保管・管理する情報を取得
  - ・ 通信経路上の通信を捕捉することにより犯罪グループの犯行指示等の内容を解明するもの。
- 秘匿性の高いSNSアプリでは、送信者の端末で暗号化された通信が、受信者の端末で復号され、通信経路上では常に暗号化された状態（<sup>エンド・ツー・エンド</sup>E 2 E 暗号化）であるため、解明が不可能。

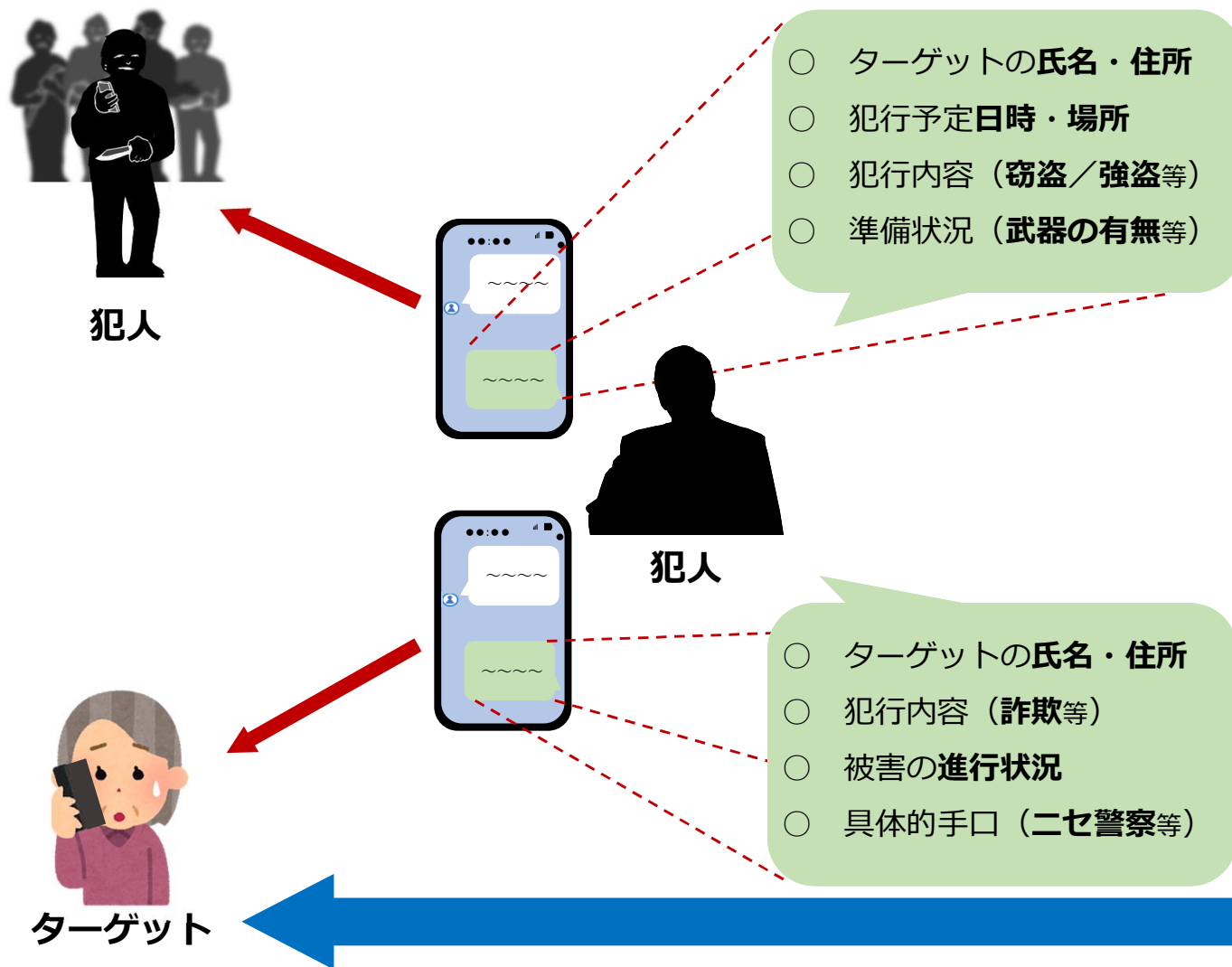


# スマートフォンに記録された情報の把握により果たし得る責務

・ 犯人のスマートフォンには、犯罪のターゲットや、切迫する犯罪被害に関する情報が記録されている。

➡ こうした情報を把握できれば、仮に、犯罪が成立しない段階や犯人を直ちに特定・検挙できない段階でも、切迫した犯罪被害を防止する責務を果たすことが可能。

## スマートフォンに記録された情報と その活用例



## 果たし得る責務

- ➡ 救うべきターゲットの**所在を特定**
- ➡ 忍び寄る犯罪の**切迫性を見極め**
- ➡ 犯行内容・準備状況に応じて**万全の装備を選択**
- ➡ 犯行内容・被害の進行状況に応じて**最適な方法（重点的な警備／警ら／防犯指導 等）を選択**



# 犯罪被害対策のための技術的措置の必要性

- ・ 実行犯募集・犯行指示等は、秘匿性の高い通信アプリにより、非対面かつ匿名で行われることが一般的。
  - ・ 「捨て駒」である実行犯を検挙しても、上位の指示役や次の標的を速やかに特定するのは困難であり、新たな実行犯を補充して犯行を継続。
  - ・ 通信アプリの暗号機能等により、従来の手法（事業者を通じた情報取得）による解明も困難化。
- ➡ 続発する被害を阻止するためには、犯人の端末（スマホ）でやり取りされる犯行計画や標的を解明する技術的措置が不可欠。

## 詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策(令和8年7月28日 犯罪対策閣僚会議決定)【抜粋】

### 1 特殊詐欺対策

#### (4) 国内における治安力の強化

##### イ 匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速（警察庁、法務省）

利用者の匿名性が高く、かつ、エンドツーエンド暗号化がなされたシグナル、テレグラム等の通信アプリが、匿名・流動型犯罪グループ等によって特殊詐欺のみならず昨今の凶悪犯罪にも悪用されていることから、諸外国における取組や最新の技術動向を踏まえつつ、犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速する。

# 携帯電話端末で取り扱われるデータの例

## 端末に保存されている情報

### 【電話関係】

- 電話帳情報
- 発着信履歴



### 【通信アプリ関係】

- アプリの「友達」リスト情報
- メッセージの送受信履歴



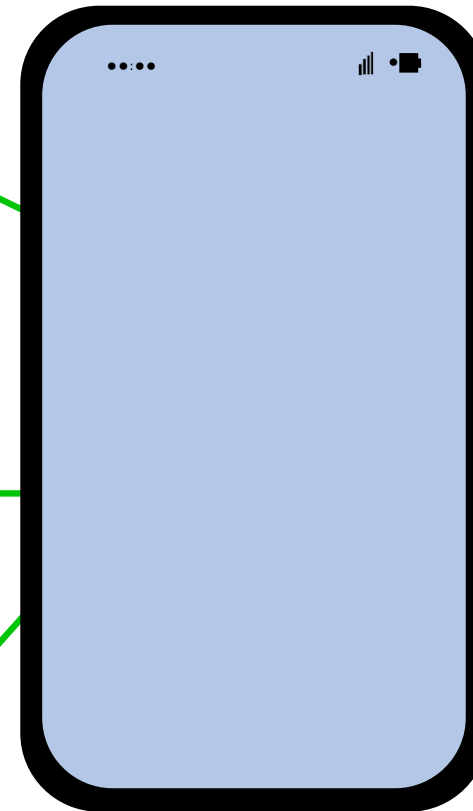
### 【その他】

- 保存ファイル（写真・文書）



## 端末に保存されない情報

- 発着信される通話音声 等



# 電磁的記録の取得権限に係る制度設計の着眼点

- ・我が国の現行制度で、電磁的記録（データ）を取得するための権限の創設に参考となる法令は複数存在
- ・実効的に犯罪被害の防止を図ることができる制度とするために、  
「行政手続と刑事手続のどちらが適切か」及び「継続的な情報取得を伴うべきかどうか」などの着眼点あり

|      | 保存されたデータへの措置（継続性なし）                                                                                                           | 流れる音声やデータを捕捉（継続性）                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政手続 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ アクセス・無害化措置（警職法第6条の2）</li><li>○ 独禁法等に基づく記録命令付差押え<br/>（独禁法第102条等）</li></ul>             | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 外外通信目的送信措置<br/>（サイバー対処能力強化法第17条等）</li></ul> |
| 刑事手続 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 郵便物の差押え（刑訴法第100条等）</li><li>○ 電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の2等）</li><li>○ 検証（刑訴法第128条等）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通信傍受（通信傍受法第4条）</li></ul>                    |

# この検討会で御議論いただきたいポイント

## ① 匿名・流動型犯罪グループへの技術的措置の必要性

- ・ 犯行グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリの通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する技術的措置を実現する法制度の導入は必要か。

## ② 当該技術的措置を実施するための制度

- ・ 当該技術的措置を実施するに当たっての適切な法的な枠組みや整理はどのようなものか。
- ・ 過去の判例や既存の法制度等に照らし、どのような点に留意して制度設計をすべきか。
- ・ 当該技術的措置を実施するための法的要件をどのように設定すべきか。（犯罪発生のおそれ、措置の対象、緊急性、補充性等）

## ③ 当該技術的措置の導入に当たっての実効性・適正性担保

- ・ 実効性・適正性の担保のために、どのような点に留意して制度設計をすべきか。

## 參考資料

## 郵便物の差押え（刑訴法第100条・第218条）

- 裁判官の発する令状により、郵便局等（通信事務を取り扱う者）が保管・所持する被疑者が発受した郵便物等を差し押さえる

## 電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の2・第218条）

- 裁判官の発する令状により、事業者等（電氣的記録を保管・利用権限を有する者）に対し、必要な電磁的記録の提供を命ずる

## 検証（刑訴法第128条・第218条）

- 裁判官の発する令状により、事実発見のための検証（五官の作用によって対象の存否、性質、状態、内容等を認識・保全）を行う

## 通信傍受（刑訴法第222条の2・通信傍受法）

- 裁判官の発する傍受令状により、被疑者等が使用している電話等を用いて行われた犯罪関連通信を傍受する

## 【重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律】

### 外外通信目的送信措置（第17条等）

- サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、サイバー攻撃（国外通信特定不正行為）の防止・実態把握に必要な外外通信を取得する

## 【警察官職務執行法】

### サイバー危害防止措置執行官によるアクセス・無害化措置（第6条の2）

- サイバー通信情報監理委員会の承認を得て、サイバー攻撃に関連する電子計算機の管理者等に対し、危害防止のための措置（サイバー攻撃に関与する電磁的記録の消去等）をとることを命じ、又は警察官が自らその措置をとる